

継続事業一括申請の手続き

様式第3号(第3版関係)

労働保険

継続事業一括認可・追加・取消申請書

提出用

届出

申請正確計番号

④「ア」欄の「労働事業の一括に属する事業」の欄に「事業一括認可の範囲」の申請をします。

31640

届出を受理したことを希望する事業又は既に届出を受けている事業

①労働者番号	②届出(所管)管轄(1)	③労働番号	④続番号	⑤申請年月日(平成何年何月何日)	⑥事業番号	⑦事業の範囲(労務試験会による)
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	32	33	34	35
36	37	38	39	40	41	42
43	44	45	46	47	48	49
50	51	52	53	54	55	56
57	58	59	60	61	62	63
64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77
78	79	80	81	82	83	84
85	86	87	88	89	90	91
92	93	94	95	96	97	98
99	100	101	102	103	104	105
106	107	108	109	110	111	112
113	114	115	116	117	118	119
120	121	122	123	124	125	126
127	128	129	130	131	132	133
134	135	136	137	138	139	140
141	142	143	144	145	146	147
148	149	150	151	152	153	154
155	156	157	158	159	160	161
162	163	164	165	166	167	168
169	170	171	172	173	174	175
176	177	178	179	180	181	182
183	184	185	186	187	188	189
190	191	192	193	194	195	196
197	198	199	200	201	202	203
204	205	206	207	208	209	210
211	212	213	214	215	216	217
218	219	220	221	222	223	224
225	226	227	228	229	230	231
232	233	234	235	236	237	238
239	240	241	242	243	244	245
246	247	248	249	250	251	252
253	254	255	256	257	258	259
260	261	262	263	264	265	266
267	268	269	270	271	272	273
274	275	276	277	278	279	280
281	282	283	284	285	286	287
288	289	290	291	292	293	294
295	296	297	298	299	300	301
302	303	304	305	306	307	308
309	310	311	312	313	314	315
316	317	318	319	320	321	322
323	324	325	326	327	328	329
330	331	332	333	334	335	336
337	338	339	340	341	342	343
344	345	346	347	348	349	350
351	352	353	354	355	356	357
358	359	360	361	362	363	364
365	366	367	368	369	370	371
372	373					

目 次

1	継続事業の一括とは	3
2	継続事業一括の要件	4
3	新規・追加申請手続	5
4	認可の取消手続	7
5	被一括事業の名称等の変更の届	8
6	指定事業が移転・名称変更した場合	9
7	指定事業の変更（会社合併等）	10
8	指定事業の変更（事務組合加入から個別加入へ変更した場合等）	11
9	指定事業と被一括事業を入れ替える場合（管轄をまたがないとき）	12
10	指定事業と被一括事業を入れ替える場合（管轄をまたぐとき）	13

1 継続事業の一括とは

労働保険の保険関係は、個々の適用事業単位に成立するのが原則ですので、1つの会社でも、支店や営業所ごとに数個の保険関係が成立することになります。

しかし、一定の要件を満たす継続事業については、これら複数の保険関係を厚生労働大臣が指定した1つの事業として、まとめて事務処理することができます。これを「継続事業の一括」と呼んでいます。

継続事業の一括手続きをすると、本社など事務を包括する事業場で各支店や営業所の保険料を一括して申告・納付することができます。

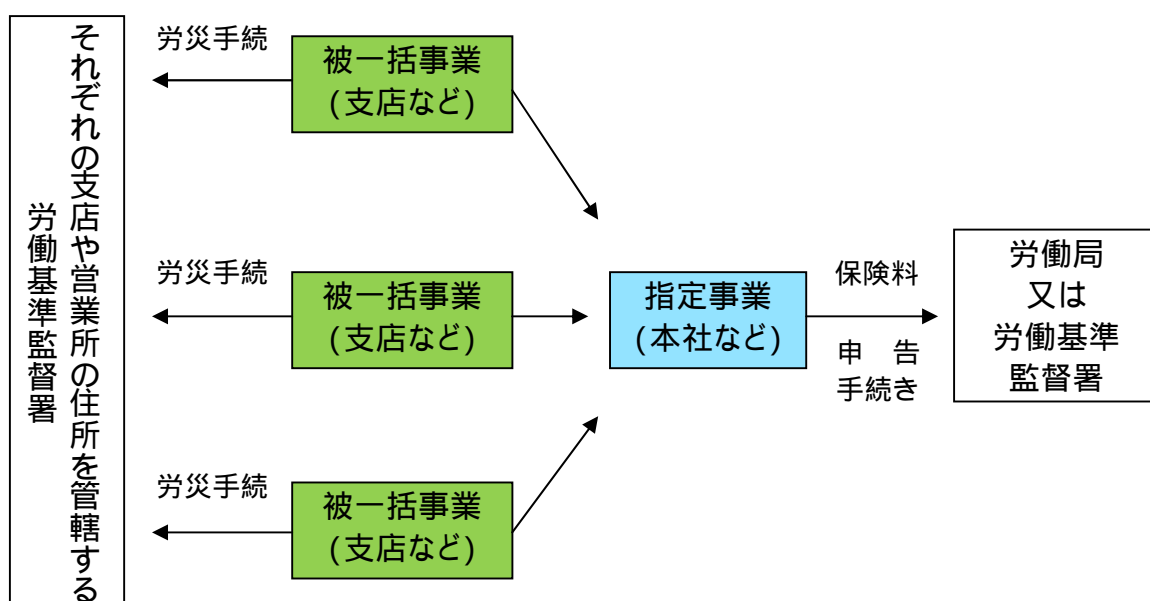
継続事業の一括手続きをした場合の事務手続きの窓口と労働保険番号の取扱いは、次のとおりです。

(1) 労働保険料の申告・納付

本社などの「指定事業」の所在地を管轄する労働局または労働基準監督署が窓口になります。労働保険番号は、本社などの「指定事業」の労働保険番号を使用します。

(2) 労災保険給付の請求

支店や営業所などの「被一括事業」の所在地を管轄する労働基準監督署が窓口になります。労働保険番号は、本社などの「指定事業」の労働保険番号を使用します。



2 継続事業の一括の要件

保険関係が成立している2以上の事業を一括しようとするときは、それぞれの事業が次のすべての要件に該当していなければなりません。

(1) 継続事業であること

「継続事業」とは、工場や事務所等のように期間の定めがなく活動が続ける事業をいいます。これに対して、建築工事や木材の伐採等のように活動期間が定められている事業は「有期事業」といいます。

(2) 指定事業と被一括事業の事業主が同じであること

継続事業の一括制度では、まとめて事務処理を行う本社などの事業を「指定事業」、指定事業に一括される支店や営業所を「被一括事業」といいます。

(3) それぞれの事業が同じ「保険関係」であること

「保険関係」は労災保険と雇用保険の成立の有無を区分したものです。保険関係成立届や労働保険料申告書に次のコード番号が表示されている場合に一括することができます。

労災保険と雇用保険の両保険が成立している事業	「111」「113」
労災保険のみにかかる保険関係が成立している事業	「711」「713」
雇用保険のみにかかる保険関係が成立している事業	「711」「713」

なお、コード番号が「311」「313」「511」「513」と表示されている場合（一元適用事業場で労災保険のみ、あるいは雇用保険のみ成立）は、一括することが出来ません。

(4) それぞれの事業が労災保険料率表による「事業の種類」で同じであること

会社全体では1つの事業内容であっても事業単位でみたときに「製造工場」と「販売店」などのような場合は、異なる「事業の種類」が適用されることがあり、この場合は一括することができません。

それぞれの事業の「保険関係」、「事業の種類」は、保険関係成立届や労働保険料申告書に記載されています。

(申告書上部)

(成立届下部)

3 新規・追加申請手続

(1) 労働保険関係成立届

支店や営業所等を新設した場合は、新設された事業の所在地を管轄する労働基準監督署（雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所）に保険関係成立届「様式第1号」（第4条関係）を提出してください。

その際、様式の余白に「継続事業一括指定事業の労働保険番号」等を記載し、継続事業一括申請の予定である旨を表示してください。

書替用

労働保険 0：保険関係成立届（継続）（事務処理委託届）
1：保険関係成立届（有期）
2：任意加入申請書（事務処理委託届）

3160

労働保険関係成立届（継続）（事務処理委託届）
（イ）継続します。（31600又は31601の時）
（ロ）労働保険関係（労働保険）の加入を申請します。（31602の時）
（ハ）雇用保険関係（雇用保険）の加入を申請します。（31603の時）

労働基準監督署（労働保険のみ）
労働基準監督署（雇用保険のみ）
労働基準監督署（労働保険・雇用保険）

指定事業の住所・事業主名

被一括事業の住所・事業主名

被一括事業の仕
事の内容

被一括事業の
成立年月日
（開始日）

被一括事業で
の人数

記入不要

被一括事業の住所と名称
を記入してください。

被一括事業の
成立年月日
（支店や営業所
の開始日）

被一括事業
での人数

事業主欄

継続一括申請予定
労働保険番号 07101-012345-000

指定事業の労働
保険番号を記入
して下さい

この成立届は
すでに番号を
取得している
適用事業を被
一括事業に組
み入れる場合
には改めて提
出する必要は
ありません。
すでにある労
働保険番号を
使用してくだ
さい。

(2) 労働保険継続事業一括認可・追加・取消申請書

(1) の手続きを行った後、労働保険継続事業一括認可・追加・取消申請書「様式第5号」(第10条関係)を指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署(雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所)に提出してください。

後日、申請に対する認可通知書を送付します。認可された被一括事業には整理番号が付与されます。整理番号は変更・取消申請手続きの際、必要となりますので大切に管理してください。なお、認可通知書の再発行はしていません。

様式第5号(第10条関係) 労働保険 継続事業一括認可・追加・取消申請書 提出用

種別 31640 申請項目番号

① 下記のとおり継続事業の一括に係る認可の取消の申請をします。

「新規」又は「追加」に。

指定事業の労働保険番号を記入

指定事業の住所、名称等を記入してください。

被一括事業の住所、名称等を記入してください。

「1 新規申請」又は「3 追加」の申請に。

事業主欄

労働局長 殿

事業主 住所 氏名

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(25.3)

4 認可の取消手続き

支店や営業所等が廃止・閉鎖になった場合で、被一括事業の取消が必要になった場合は「労働保険継続事業一括認可・追加・取消申請書」(様式第5号)を指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署(雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所)に提出してください。

様式第5号(第10条関係) 労働保険 継続事業一括認可・追加・取消申請書 提出用

① 下記のとおり継続事業の一括に係る { 新規認可 } { 認可の取消 } の申請をします。

種別 31640 申請項目番号

指定事業の労働保険番号を記入

指定事業の住所、名称等を記入してください。

被一括事業の住所、名称等を記入してください。

記入不要

整理番号

申請書の指定事業に一括され又は一括を取消される事業

「4認可の取消」に○

事業主欄

労働局長 殿

事業主 住所 氏名

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(25.3)

5 被一括事業の名称等の変更の届

被一括事業の名称・所在地が変更になった場合は、「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署(雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所)に提出してください。

様式第5号の2（第10条関係）

労働保険

継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

種別 31642	申請項目番号 □□	申請項目番号 □□	① 下記のとおり継続事業の一括に係る ② 継続事業の名称等の変更 ③ 一括事業の名称等の変更 の申請・届出をします。
④ 労働保険番号 31642	⑤ 事業の住所 〒□□□□□□ □□□□□□	⑥ 事業の名称 □□□□□□□□□□	⑦ 事業の種類 (労働・業務) (労働・業務) (労働・業務)
指定事業の労働保険番号を記入		○をつけてください	
指定事業の住所、名称等を記入してください。		○をつけてください	
⑧ 労働保険番号 □□□□□□	⑨ 事業の住所 〒□□□□□□ □□□□□□		
変更したい被一括事業の整理番号を記入		○をつけてください	
⑩ 事業の住所 〒□□□□□□ □□□□□□	⑪ 事業の種類 (労働・業務) (労働・業務) (労働・業務)		
被一括事業の新しい住所・名称を記入してください。		○をつけてください	
記載は所在地、名称、電話番号のうち、変更箇所だけ記入して下さい。		○をつけてください	
⑫ 事業の住所 〒□□□□□□ □□□□□□	⑬ 事業の種類 (労働・業務) (労働・業務) (労働・業務)		
被一括事業の古い住所、名称等を記入してください。		○をつけてください	
⑭ 事業の住所 〒□□□□□□ □□□□□□	⑮ 事業の種類 (労働・業務) (労働・業務) (労働・業務)		
事業主		事業主	
住所		事業主欄	
氏名		事業主欄	

労働局長 殿

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

6 指定事業が移転・名称変更した場合

指定事業の所在地や名称が変更された場合には、「名称・所在地変更届」(様式第2号)を指定事業の移転先所在地を管轄する労働基準監督署(雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所)へ提出してください。被一括事業はそのまま引き継がれますので、新たに継続一括の申請は必要ありません。

監督署や公共職業安定所の管轄をまたぐ移転を行った場合には、新規に労働保険番号が振出されます。

被一括事業の名称等は変更されませんので、必要に応じて5の「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を提出してください。

様式第2号 (第5号関係)

提出用

労働保険 名称、所在地等変更届

下取りとあり、届事務に変更があったので届けます。

年 月 日

届 出

31604

労働基準監督署長 殿
公共職業安定所長 殿

指定事業の労働保険番号を記入

変更後の事業所を記入
してください(変更箇所のみ記入)。

変更前の
事業主、
事業、
事業所の
住所名称を
記入してく
ださい。

変更後の
事業主、
事業の住
所名称を
記入して
下さい。

変更理由

管轄をまたぐ住所変更があった場合、ここに新しい労働保険番号が記載されます(監督署等が記入します)

事業主欄

氏名

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

住所と名称を記入する欄が
新旧 3 か所ずつありますが、
使い分けは下記のとおり
です。

事業主→雇用者

事業→実際に労働者が就
労している場所

事業所→連絡先
(郵送先等)

変更前、変更後の各項目は変更箇所のみ記入し、変更がない部分は空欄としてください。

7 指定事業の変更(会社合併等)

合併等でAの指定事業がBの指定事業を吸収する場合、「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)をAの指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署(雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所)に提出してください。

吸収されたBの指定事業及び被一括事業に新しい整理番号が振出されます。新たに被一括になった事業については、必要に応じて5の「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を提出してください。

様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届

○をつけて下さい。

31642

吸収される会社の労働保険番号

吸収される会社の住所、名称等を記入

記入しないでください

吸収する会社の住所、名称等を記入

吸収する会社の労働保険番号

7に○

事業主欄

労働局長 殿

「吸収される会社」は保険料の精算手続き(確定申告書の提出)が必要です。また、被一括事業として登録が残りますので、事務所がなくなる場合には別途認可の取消処理が必要です。

8 指定事業の変更(事務組合加入から個別加入へ変更した場合等)

指定事業が事務組合加入から個別加入へ変更した場合等、指定事業の労働保険番号を他の指定事業の労働保険番号へ被一括事業全体を移動させたい場合には、「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を新規に指定事業として届出た労働保険番号を管轄する労働基準監督署(雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所)に提出してください。旧指定事業の被一括事業に新しい整理番号が振出されます。

様式第5号の2 (第10版関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届

○をつけて下さい。

31642

旧指定事業の労働保険番号

旧指定事業の住所、名称等を記入

記入しないでください

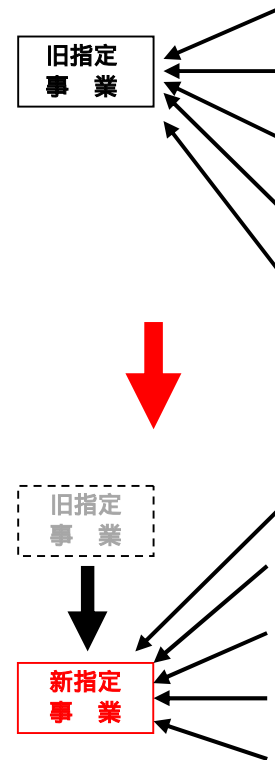
新しい指定事業の住所、名称等を記入

新しい指定事業の労働保険番号

9に○

事業主欄

労働局長 殿



本手続きでは旧指定事業の登録が消滅します。

旧指定事業が変更後も被一括事業として継続する場合には、改めて認可の追加手続きを行ってください。

9 指定事業と被一括事業を入れ替える場合(管轄をまたがないとき)

新旧の指定事業を入れ替えた結果、「管轄する労働基準監督署が変更されない場合」には、「継続被一括名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を下図のとおり記入して指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署(雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所)へ提出してください。

様式第5号の2 (第10版国保)

労働保険
継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届

○をつけて下さい。

指定事業の労働保険番号

旧指定事業の住所、名称等を記入

記入しないでください

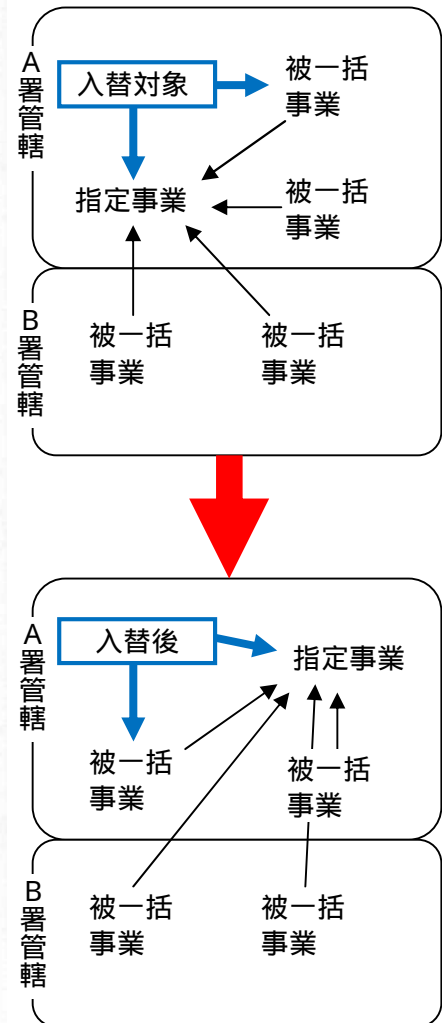
新指定事業の住所、名称等を記入

新指定事業となる被一括事業の整理番号を記入

6に○

事業主欄

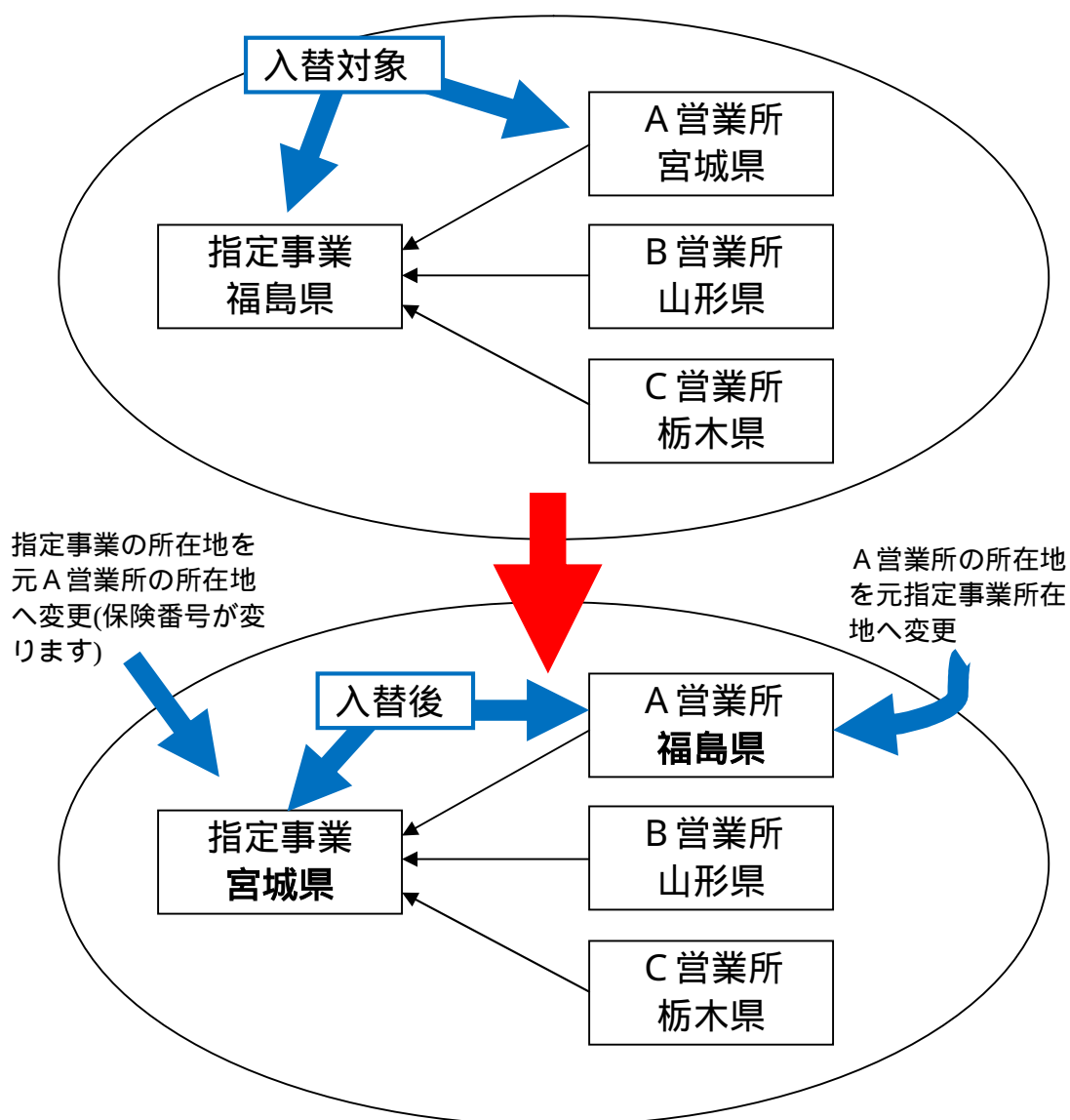
労働局長 殿



このケースでは指定事業の保険番号は変わりません。

10 指定事業と被一括事業を入れ替える場合(管轄をまたぐとき)

新旧の指定事業を入れ替えた結果、「指定事業を管轄する労働基準監督署が変更となる場合」には、旧指定事業(新被一括事業)から旧被一括事業(新指定事業)への「名称・所在地等変更届」(様式第2号)(記入例は6を参照)と旧被一括事業(新指定事業)から旧指定事業(新被一括事業)への「継続被一括名称・所在地変更届」(様式第5号の2)(記入例は5を参照)を、いずれも被一括事業(新指定事業)の所在地を管轄する労働基準監督署(雇用保険のみ保険関係の場合は公共職業安定所)へ提出してください(申請後、労働保険番号が変更になります)。



提出書類の記入については8ページ、9ページを参照してください。